第三十九条の四十五の四第四項第一号中「及び第六項第一号において同じ。）の」を「において同じ。）の」に改め、同条第五項第一号中「次号」の下に「及び次項第一号」を加え、同条第六項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の十五の四第十一項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、同項第一号中「供用年度」を「連結事業年度」に、「取得し、又は製作し、若しくは建設した」を「指定事業の用に供した」に改め、同条第七項中「第六十八条の十五の四第十二項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の十一第十三項第一号及び第三号」に改め、「及び法第六十八条の十五の四第十二項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、同条第九項中「第三十九条の四十第五項」を「第三十九条の四十一第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十九条の四十一第八項第一号中「第六十八条の十一第五項」とあるのは、「第六十八条の十五の四第五項」と読み替えるものとする。

第三十九条の四十六第三項第一号中「及び第六項第一号において同じ。）の」を「において同じ。）の」に改め、同条第五項第一号中「次号」の下に「及び次項第一号」を加え、同条第六項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の十五の五第十一項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、同項第一号中「供用年度」を「連結事業年度」に、「取得し、又は製作し、若しくは建設した」を「指定事業の用に供した」に改め、同条第七項中「第六十八条の十五の五第十二項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の十一第十三項第一号及び第三号」に改め、「及び法第六十八条の十五の五第十二項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、同条第九項中「第三十九条の四十第五項」を「第三十九条の四十一第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十九条の四十一第八項第一号中「第六十八条の十一第五項」とあるのは、「第六十八条の十五の五第五項」と読み替えるものとする。

第三十九条の四十七の見出しを「（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

法第六十八条の十五の六第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の連結親法人及びその各連結子法人の個別給与控除額（当該連結親法人又はその連結子法人の同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に係る当該連結親法人及びその各連結子法人の同条第三項第三号に規定する雇用者給与等支給額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度終了の日における法第六十八条の十五の二第四項第三号に規定する雇用者の数の合計で除して計算した金額に当該連結親法人又はその連結子法人の控除対象者数（第一号に掲げる数に第二号に掲げる数が第三号に掲げる数のうちに占める割合を乗じて計算した数をいう。）を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額（当該相当する金額が当該適用年度に係る当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する比較雇用者給与等支給額から同項第四号に規定する雇用者給与等支給額を控除した金額を超える場合には、当該控除した金額）をいう。）の合計額とする。

一　次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が当該連結親法人及びその各連結子法人（法第六十八条の十五の二第一項に規定する認定事業者であるものに限る。以下第三号までにおいて同じ。）の同項第二号イ(1)に規定する地方事業所基準雇用者数の合計を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数の合計）

イ　当該適用年度において法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の同項第二号イ(1)に規定する特定新規雇用者基礎数と同号イ(2)(i)及び(ii)に掲げる数の合計とを合計した数

ロ　当該適用年度において法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受ける場合における当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の同条第一項第二号ロ(2)(iv)に規定する政令で定めるところにより証明がされた数の合計から同項の規定の適用を受ける場合における当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の次に掲げる数を合計した数を控除した数

(1)　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)に掲げる数

(2)　法第六十八条の十五の二第一項第二号イ(2)(i)に掲げる数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の同号ロ(2)(ii)に規定する個別移転型非特定新規雇用者数の合計に達するまでの数

(3)　法第六十八条の十五の二第一項第二号イ(2)(ii)に掲げる数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の同号ロ(2)(iv)に規定する個別移転型非新規基準雇用者数の合計に達するまでの数

二　当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の二第一項第二号イ(1)に規定する調整地方事業所基準雇用者数（当該調整地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合には、零）を超える場合には、当該調整地方事業所基準雇用者数）

イ　当該適用年度において法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受ける場合における当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の同項第二号イ(1)に規定する個別特定新規雇用者数、同号イ(2)(i)に規定する個別対象非特定新規雇用者数及び同号イ(2)(ii)に規定する個別非新規基準雇用者数を合計した数

ロ　当該適用年度において法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受ける場合における当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の同条第一項第二号ロ(2)(iv)に規定する政令で定めるところにより証明がされた数から同項の規定の適用を受ける場合における当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の次に掲げる数を合計した数を控除した数

(1)　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)に規定する個別移転型特定新規雇用者数

(2)　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)(ii)に規定する個別移転型非特定新規雇用者数

(3)　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)(iv)に規定する個別移転型非新規基準雇用者数

三　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る前号に掲げる数を合計した数

2　前項の規定は、法第六十八条の十五の六第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前項中「同項の連結親法人」とあるのは「同条第二項に規定する中小連結親法人」と、「当該連結親法人」とあるのは「当該中小連結親法人」と読み替えるものとする。

第三十九条の四十七第三項を削り、同条第四項中「第六十八条の十五の六第二項第一号に規定する政令」を「第六十八条の十五の六第三項第一号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の六第二項第一号」を「第六十八条の十五の六第三項第一号」に、「次号及び第三号」を「以下この項及び第十八項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六十八条の十五の六第二項第一号」を「第六十八条の十五の六第三項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第六十八条の十五の六第三項第四号イに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の六第三項第四号イの連結事業年度に該当しない事業年度の月数が同号イの適用年度の月数を超える場合　当該事業年度に係る給与